

# 八王子市住居確保給付金支給事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日施行

## (目的)

第 1 条 本事業は、離職又は自営業の廃業又は就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況（以下「離職等」という。）となり経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 「常用就職」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）に定める、期間の定めがない労働契約又は 6 か月以上の労働契約による就職をいう。

2 「実家賃額」とは、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。

3 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。）第 7 条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

4 「不動産媒介業者等」とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

## (実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は八王子市（以下「市」という。）とする。市は、支給審査及び支給決定等を行う。

2 相談・受付業務、受給中の面接等の業務については、八王子市自立相談支援機関において実施する。なお、事業の一部を適切な運営ができると認められる事業者に委託することができる。

## (支給要件)

第 4 条 本事業は次に定める要件を満たす者を支給対象者とする。

### 1 対象者要件

対象者要件については、別表第 1 のとおりとする。

### 2 就職活動要件

(1) 八王子市は、支給対象者に対し、就職に向けた次のア～ウに定める就職活動等を行うことを指示するものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間誠実かつ熱心に就職活動を行い、月 1 回自立相談支援機関への就職活動報告を行うこととする。

ア 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

イ 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

ウ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

(2) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給申請を受けて、支給対象者のアセスメントを行い、その

結果に基づき支援プランを策定し、市の決定を受けるものとする。市は、自立相談支援機関を經由し支給対象者に対して、誠実かつ熱心に就職活動等を行うことを指示するものとする。ただし新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、手続きを迅速に行うため、住居確保給付金に関する支援プランの作成は当面不要とする。

(支給額、支給期間等)

第5条 支給額、支給期間等は次に定めるものとする。

## 1 支給額

### (1) 支給額

月ごとに家賃額を支給する。ただし、申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とする。

支給額 = 実家賃額 - (月の世帯収入 - 基準額)

※ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

### (2) 支給額の調整

上記(1)のただし書きにより算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

## 2 支給期間

### (1) 支給期間

3か月間を限度とする。

### (2) 支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。

### (3) 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

## 3 支給方法

原則として、市から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むものとする。ただし、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。

(関係機関との連携等)

第6条 自立相談支援機関は、支給対象者又は受給者の状況等について情報共有するなど、市、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

2 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、

総合支援資金の貸付を受けている者については社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

(個人情報の保護)

第7条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、あらかじめ支援対象者より同意書を取得し、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

(その他)

第8条 この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

次の（１）～（８）のいずれにも該当する生活困窮者とする。

(1)	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
(2)	申請日において離職等の日から２年以内であること、又は申請日の属する月において就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、就労状況が離職又廃業と同程度の状況にあること
(3)	離職等の日又は収入を得る機会の減少の場合は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
(4)	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額※」に申請者の居住する賃貸住宅の実家賃額（ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。）を合算した額以下であること〔収入要件〕 ※基準額＝市町村民税均等割の非課税となる収入額の 1 / 1.2
(5)	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下であること〔資産要件〕
(6)	誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
(7)	国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
(8)	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

〔説明〕

- (1) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。
- (2) 離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。ただし、今後、離職等する場合についても、「離職等」により申請日の属する月の翌月から（４）の収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、申請があった時点で離職したものとみなし、対象とする。
- ・延長及び再延長の申請時には離職等の日から２年以内であることについては問わないものとする。
- (3) 自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (4) 収入要件について
- ・「基準額」に実家賃額（ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。）を合算した額を「収入基準額」という。

- ・「基準額」の設定は、八王子市の条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額を、収入額に換算し、1/12 を乗じて得た額とする。(収入額は給与収入のみを用いて算出することとする。収入額－給与所得控除額＝所得額から収入額を換算する。(千円未満は切り上げ))
- ・[収入要件] については、八王子市においてあらかじめ世帯人数別に算出する。
- ・「収入」とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額(交通費支給額は除く)とする。なお、借入金については収入として算定しない。
- ・雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付については収入として算定する。
- ・申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。
- ・「同一の世帯に属する者」とは、同居しており、かつ、生計を一とする親族をいう。
- ・親族の範囲は、民法第725条に規定する6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に加え、法律上保護される内縁関係にある者も含む。
- ・未成年かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。なお、「就学中」の対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程など昼間以外の課程は含まない。
- ・申請日の属する月の収入が[収入要件]を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から[収入要件]に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。

#### (5) 資産要件について

- ・金融資産とは、金融機関に対する預貯金及び現金をいう。
- ・債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。

#### (6) 常用就職の意欲があることを要する。

#### (7) 類似給付の受給について

- ・国の雇用施策による給付の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、住居確保給付金の支給を受けることができる。
- ・住居を喪失した離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等は、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。